

政令第 号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（案）

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第八条並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項、第三十条の十二第一項、第三十条の十五の二第一項及び第三項、第三十条の四十一第一項及び第三項、第三十条の四十二第三項、第三十条の四十四、第三十条の四十四の二、第三十条の四十四の三第一項、第三十条の四十四の四第一項、第三十条の四十四の五第一項、第三十条の四十四の六第二項及び第四項、第三十条の四十四の七第一項、第三十八条第二項並びに第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二）」を
「第五章 本

第六章 附

人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二の二）

に、「第六章」を

票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の十二の三―第三十条の十二の十三）」

「第七章」に、「第七章」を「第八章」を「第九章」に改める。

第十一条中「第四章の三」を「第四章の四」に、「記載等」を「住民票の記載等」に改める。

第十二条第一項中「第四章の三」を「第四章の四」に、「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改め、同条第四項中「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改める。

第二十条の二中「及び第三十条の八の二」を「、第三十条の八の二及び第三十条の十二の七」に改める。

第二十六条中「第四章の三」を「第四章の四」に改める。

第三十条の六中「第三十四条第三項」を「第三十四条第二項」に改める。

第三十条の八中「同条」を「法第三十条の七第四項」に改め、「この条」の下に「及び第三十条の十二の六」を加える。

第三十条の八の二第一項中「及び第三項」の下に「並びに第三十条の十二の七」を加える。

第三十条の九及び第三十条の十一中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第三十条の十二中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改め、「もの（以下この条）」の下に「及び次条第三項」を、「執行機関（以下この条）」の下に「及び第三十条の十二の十一」を加え、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（準法定事務の基準等）

第三十条の十二の二（略）

2 機構が行う法第三十条の十五の二第一項の規定による特定機構保存本人確認情報の同項に規定する準法定事務処理者（以下この項及び第三十条の十二の十三第一項において「準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを準

法定事務処理者に送付する方法

3 都道府県知事が行う法第三十条の十五の二第三項の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報の同項に規定する総務省令で定める者（以下この項及び第三十条の十二の十三第二項において「都道府県準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

第三十一条第二項の表第十三条の項中「区の区長」を「住民基本台帳を作成した区長」に改め、同表第二十条第二項から第四項までの項の次に次のように加える。

第二十条の三	市町村の市町村長	戸籍の附票を作成した区長
第二十条の四第一	市町村長は	市町村長（指定都市にあつては、市長及

項	市町村長への	び区長)は
第二十条の四第二	戸籍の附票を備える市町村の市町村	市町村長(指定都市にあつては、区長)
項	長	への
	戸籍の附票を作成した区長	

第三十一条第二項の表第三十条の三十八第一項の項の次に次のように加える。

第三十条の四十一	市町村長	区長
第一項	都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、 都道府県知事に

第三十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、法第三十条の四十一第一項の規定により通知した附票本人確認情報を、総務省令で定め

るところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該

附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

- 一 戸籍の附票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日
- 二 戸籍の附票の消除を行ったことにより通知した附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 附票本人確認情報の処理及び利用等

(都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項)

第三十条の十二の三 法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 戸籍の附票の記載を行った場合 戸籍の附票の記載を行った旨及びその年月日
- 二 戸籍の附票の消除を行った場合 戸籍の附票の消除を行った旨及びその年月日
- 三 法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合 戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日

四 法第十七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合 戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

（都道府県における附票本人確認情報の保存期間）

第三十条の十二の四 法第三十条の四十一第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する附票本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「附票本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(機構における附票本人確認情報の保存期間)

第三十条の十二の五 法第三十条の四十二第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(国の機関等への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の六 機構が行う法第三十条の四十四の規定による法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十条の十二の十二において「機構保存附票本人確認情報」という。)のうち住民票コード以外のもの(以下この章において「特定機構保存附票本人確認情報」という。)の

国の機関等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

(デジタル庁への住民票コードの提供方法)

第三十条の十二の七 機構が行う法第三十条の四十四の二の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項に定めるところによる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の八 機構が行う法第三十条の四十四の三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県(同項に規定する附票通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十二の十において同じ。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法

により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の

市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の九 機構が行う法第三十条の四十四の四第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関(以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスク

を他の都道府県の執行機関に送付する方法

(附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の十 機構が行う法第三十条の四十四の五第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の十一 都道府県知事が行う法第三十条の四十四の六第二項(第一号に係る部分に限

る。)の規定による法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この条及び第三十条の十二の十三第二項において「特定都道府県知事保存附票本人確認情報」という。)の都道府県知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

(都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の十二 機構が行う法第三十条の四十四の六第四項の規定による機構保存附票本人確認情報の都道府県知事への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県

知事の使用に係る電子計算機に機構保存附票本人確認情報を送信する方法

- 二 総務省令で定めるところにより、機構から機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事に送付する方法

(準法定事務処理者等への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の十三 機構が行う法第三十条の四十四の七第一項の規定による特定機構保存附票本人確認情報の準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

2 都道府県知事が行う法第三十条の四十四の七第三項の規定による特定都道府県知事保存附票本人確認情報の都道府県準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて

都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

(公職選挙法施行令及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改める。

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三十四条の三第三項

二 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）

第一条第三項

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「法第三十条の九」を「法第三十条の七第四項」に改め、「いう。」の「と」の下に「、「同項」とあるのは「法第三十条の十第一項」と」を加え、同条第三項中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

(平成三十一年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「同条」を「同法第三十条の七第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年〇月〇日から施行する。

(指定都市に対する情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条の規定の適用)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第九項		第三項	
	都道府県知事	市町村が備える	市町村長	市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）が備える	市町村長
	の市長を経由して、都道府県知事	、当該区（総合区を含む。）の属する市の市長を経由して、都道府県知事	区長が作成した	区長	区長（総合区長を含む。以下この項及び第九項において同じ。）
				区長が作成した	

理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、準法定事務の基準、附票本人確認情報の処理及び利用等について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。